単位:千円

				単位:千円	
事業名			29年度予算		
職員給与費(社会		492,233	587,777	▲ 95,544	$ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{eta}}}$
	職員給与費	492,233	587,777	▲ 95,544	$ldsymbol{ld}}}}}}$
総務運営費		1,659,592	1,617,286	42,306	L
	総務運営費	88,086	93,755	▲ 5,669	
	地域医療介護総合確保基金事業費	1,571,506	1,523,531	47,975	
福祉事務所費		26,936	27,622	▲ 686	
	福祉事務所運営費	26,936	27,622	▲ 686	
	うち 債権管理業務	11,570	11,574	▲ 4	14
こども・女性・障害	言者支援センター費	25,162	23,095	2,067	
	こども・女性・障害者支援センター運営費	25,162	23,095	2,067	
社会福祉統計調	查費	1,204	1,202	2	
	社会福祉統計調査費	1,204	1,202	2	14
一般社会福祉事	業費	1,141	1,161	▲ 20	Г
	福祉保健審議会費	1,141	1,161	▲ 20	16
社会福祉施設対	,	1,978	3,041	▲ 1,063	
	社会福祉事業資金借入金元利補給	1,978	3,041	▲ 1,063	16
社会福祉諸費		8,677	8,129	548	
	社会福祉法人指導監督事務費	795	131	664	П
	福祉サービスに関する苦情解決事業費	6,940	6,940	0	17
	福祉サービス第三者評価推進事業費	942	1,058	▲ 116	17
地域再犯防止推	進費	34,250	25,000	9,250	
	地域生活定着支援センター運営委託事業費	27,250	25,000	2,250	18
	地域再犯防止推進事業費	7,000	0	7,000	
		168,677	171,790	▲ 3,113	Т
	民生委員費	144,382	144,917	▲ 535	18
	福祉団体育成費	24,295	26,873	▲ 2,578	
生活福祉資金貸		48,062	56,818	▲ 8,756	
	生活福祉資金貸付事業費	48,062	56,818	▲ 8,756	-
生活困窮者自立		54,812	51,259	3,553	
	生活困窮者自立支援事業費	54,812	51,259	3,553	20
福祉のまちづくり		4,271	6,614	▲ 2,343	
田田のようとくが	福祉のまちづくり推進補助事業費	0	2,315	▲ 2,315	
	福祉のまちづくり条例施行事業費	4,271	4,299	▲ 28	
職員給与費(児童		402,866	435,969	▲ 33,103	
496 SE 470 3 SE 470 3	支援センター職員給与費	402,866	435,969	▲ 33,103	-
 職員給与費(障害	12400	109,897	113,969	▲ 4,072	_
┧╅ ┧╅ ┧╅ ┧	支援センター職員給与費	109,897	113,969	▲ 4,072	
 職員給与費(生活		56,662	67,142	▲ 10,480	
ny 具和丁具 \ 二.7	福祉保健課職員給与費	56,662	67,142	▲ 10,480	
 生活保護施行費	间证外处外领具和了具	54,538	72,806	▲ 18,268	
工心 休设池1] 箕	生活保護法施行事務費	28,402	32,324	▲ 3,922	21
					_
止江 /05# 四	被保護世帯自立助長推進費	26,136	40,482	▲ 14,346	21
生活保護措置費	此 ye /四 =# H GB #	2,404,870	2,455,173	▲ 50,303	
	生活保護措置費	2,404,870	2,455,173	▲ 50,303	23

〇施策一覧 福祉保健課

単位:千円

		年世:十口			
事業名	事 項 名	30年度予算	29年度予算	差引增減額	員
災害対策費	81,191	85,727	▲ 4,536		
	一般災害対策費	2,360	2,360	0	2
	災害救助備蓄費	30,051	11,153	18,898	2
	緊急災害救助費	47,280	70,714	▲ 23,434	2
	災害福祉広域支援ネットワーク事業費	1,500	1,500	0	2
職員給与費(公衆衛	生総務費)	219,224	185,704	33,520	Г
	福祉保健課、支援センター職員給与費	219,224	185,704	33,520	Г
保健統計調査費		6,492	8,596	▲ 2,104	Г
	コホート研究事業費	789	787	2	Г
	保健統計調査費	5,703	7,809	▲ 2,106	1
職員給与費(保健剤	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1,590,887	1,568,682	22,205	-
	保健所職員給与費	1,590,887	1,568,682	22,205	T
保健所運営管理費		139,566	125,307	14,259	
	保健所運営費	117,871	115,942	1,929	Г
	保健所整備費	21,695	9,365	12,330	
保健所事業費		8,110	11,041	▲ 2,931	Г
	保健所機能強化事業費	2,934	2,981	▲ 47	2
	公衆衛生行政職員研修事業費	5,176	7,106	▲ 1,930	2
	インフルエンザワクチン接種委託費	0	954	▲ 954	Г
医療確保対策補助		58,500	58,500	0	Г
	旧多良見病院医療確保対策補助事業費	58,500	58,500	0	2
	課計	7,659,798	7,769,410	▲ 109,612	-

債権管理業務

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10	
平成 30 年度予算	11, 570 千円	根拠法令等	_	
平成 29 年度予算	11, 574 千円	1)X30@X 13 -17.		

<事業目的>

生活保護関係返還金、児童保護費保護者負担金、児童扶養手当過払返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等の納 入義務者が、毎月、確実に納付することにより、未収金を減少させる。

<事業内容>

県内を4ブロックに分け、それぞれに債権管理事務非常勤職員を配置することにより、債務者個々の生活状況を詳細に把握し、実効性のある納入計画を立てさせるとともに、定期的な訪問催告、訪問徴収を行う。

特に 12 月を納入強化月間と定め、債権管理事務非常勤職員及び本庁各課職員による訪問督促業務、電話及び文書による 催告を重点的に行う。

<事業実績>

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
家庭訪問回数	4, 261 回	6, 116 回	7,660 回
未収金の収納率	35. 2%	34. 1%	34. 6%
債権管理事務非常勤職員 一人あたりの収納額	4, 611千円	4,525千円	3, 680 千円

社会福祉統計調査費 及び 保健統計調査費

実 施 主 体	県	負担割合	国 10/10
平成 30 年度予算	6,907 千円	根拠法令等	平成 30 年度厚生労働統計調査委託の委託について
平成 29 年度予算	9,011 千円	计划地位下录	十次 30 十没年工力関が旧 阿里安託の安託について

<事業目的>

厚生労働省の委託により、人口の動態に関する調査及び保健・医療・福祉に関する各種調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。また、調査結果は県の行政施策に活用するほか、市町、県民等に提供し、保健、医療、福祉の向上に役立てる。

<事業内容>

各種厚生統計調査を実施するとともに、衛生統計年報等の統計資料の作成を行う。

社会福祉統計主管部局関係

A Had Implication of the Latest Abd All.	
調査名	概 要 等
国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項について世帯面から総合的
(所得票・貯蓄票)	に把握し、今後の厚生行政施策検討のための資料を得るため、保健統計の国民生活基
	礎調査(世帯票)とともに毎年実施され、3年に1回大規模調査を実施する。
社会福祉施設等調査	全国の社会福祉施設等の実態を明らかにし、社会福祉行政推進のための基礎資料を
	得るため毎年実施され、3年に1回大規模調査を実施する。
社会福祉関係統計調査	我が国の社会福祉行政の実態(福祉行政報告例等)を把握するため、月報及び年度
	報により実施する。
介護サービス施設・事業	介護サービスの提供体制・提供内容を把握し、介護サービスの提供面に着目した基
所調査	盤整備に関する基礎資料を得るため、10月1日現在で実施する。

保健統計主管部局関係

是 本 名	概 要 等
調査名	178 20 19
人口動態調査	人口、保健衛生及び文化水準の指標及び社会保障の資料を得るため、我が国の人
	口動態事象(出生、死亡、死産、婚姻、離婚)を計量的に毎月調査する。
国民生活基礎調査	国民の保健・医療・福祉・年金・所得等、国民生活の基礎的な事項について世帯面か
(世帯票・健康票・介護	ら総合的に把握し、今後の厚生行政施策検討のための資料を得るため、社会福祉統計
票)	の国民生活基礎調査(所得票)とともに毎年実施され、3年に1回大規模調査を実施す
	ప
患 者 調 査	医療施設を利用する患者数を把握するとともに、傷病の種類、受療の種類、診療費の
	支払い方法等の実態を把握するため、3年に1回実施する。
医師·歯科医師·薬剤師	医師・歯科医師・薬剤師の全数について、住所・性・年齢・登録年・業務の種別・従事
調査	場所・担当診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにするため、2年に1回実
	施する。
医療施設調査	「医療法」に定める病院・診療所の全てについて、全国の医療施設の分布及び設備等
(静態及び動態)	の実態を把握するため、3 年に 1 回の静態調査を実施するとともに、これを補充するた
100.0000 1.00000	め、施設の開設・廃止等変更のあったものについて、毎月動態調査を実施する。
地域保健•健康増進事	「地域保健法」及び「老人保健法」による保健事業(医療を除く。)の実施状況を、実施
業報告	主体である市町ごとに的確に把握するため毎年度実施する。
病院報告	全国の病院(療養型病床群を有する診療所を含む。)における患者の利用状況を把
7/3 1/2 1/4 1	握するため、毎月調査を実施するとともに、従事者(病院のみを対象とする。)の状況を
	把握するため、毎年10月1日現在で調査を実施する。
衛生関係統計調査	我が国の衛生行政の実態(衛生行政報告例等)を把握するため、年度報・隔年報によ
用工以小心印刷点	り実施する。
人参は ジッザラル 東米	77.00.2.7.00
介護サービス施設・事業	介護サービスの提供体制・提供内容を把握し、介護サービスの提供面に着目した基盤
所調査	整備に関する基礎資料を得るため、10月1日現在で実施する。
受療行動調査	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度
	等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行
	政の基礎資料を得ることを目的とし、医療施設静態調査、患者調査と合わせ、3年に1回
	実施する。

<事業実績>

事 業区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
社会福祉統計調査事業	・国民生活基礎調査(所得票等) ・社会福祉施設等調査 ・福祉行政報告例 ・介護サービス施設・事業所調査	・国民生活基礎調査 (所得票等:大規模調査) ・社会福祉施設等調査 ・福祉行政報告例 ・介護サービス施設・事業所調 査	・国民生活基礎調査(所得票等) ・社会福祉施設等調査 ・福祉行政報告例 ・介護サービス施設・事業所調査
保健統計調查事業	・人口動態調査 ・国民生活基礎調査(世帯票) ・医療施設調査(静態・動態) ・病院報告 ・地域保健・老人保健事業報告 ・衛生行政報告例(年度報、隔年報) ・患者調査 ・受領行動調査	・人口動態調査 ・国民生活基礎調査(世帯票) ・医療施設調査(動態) ・病院報告 ・地域保健・老人保健事業報告 ・衛生行政報告例(年度報、隔年報) ・医師・歯科医師・薬剤師調査	·人口動態調查 ·人口動態職業·産業調查 ·国民生活基礎調查(世帯票) ·医療施設調查(動態) ·病院報告 ·地域保健·健康增進事業報告 ·衛生行政報告例(年度報)

福祉保健審議会費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	1,141 千円	根拠法令等	社会福祉法第7条
平成 29 年度予算	1,161 千円	似她吞下等	長崎県福祉保健審議会条例

<事業目的>

社会福祉、児童福祉及び老人等の保健に関する事項を調査審議し、知事の諮問に答え、関係行政庁に意見を具申する。

<事業内容>

- 1. 福祉保健審議会の開催
- 2. 専門分科会の開催

①民生委員審查專門分科会 ②身体障害者福祉專門分科会 ③児童福祉專門分科会 ④高齢者專門分科会 ⑤福祉保健総合計画専門分科会

<事業実績>

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
全体会	1回	1回	2 回
民生委員審査専門分科会	1回	2 回	1回
身体障害者福祉専門分科会	1回	1回	1回
児童福祉専門分科会	1回	1回	1日
福祉保健総合計画専門分科会	1回	1回	4 回
高齢者専門分科会	4 回	2 回	1回

社会福祉事業資金借入金元利補給

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10 若いは 1/2
平成30年度予算	1, 978 千円	根拠法令等	社会福祉・医療事業団福祉貸付金借入に対する利子補給
平成 29 年度予算	3, 041 千円	似她伝节寺	補助金交付要綱

<事業目的>

社会福祉・医療事業団法に基づく資金及び長崎県社会福祉事業振興資金の貸付を受けた社会福祉事業者に対し、借入に対する利子補給の補助を行うことにより、社会福祉施設の施設・設備整備の推進を図り、もって社会福祉の振興に期する。

<事業内容>

社会福祉・医療事業団法に基づく資金及び長崎県社会福祉事業振興資金の貸付を受けた社会福祉事業者に対し、借入に対する利子補給の補助を実施する。

ただし、平成15年度より新規の利子補給補助は廃止しており、現在は既利子補給補助実施分にかかる補助のみ実施。

<事業実績>

平成 29 年度 補助実績 : 2,645 千円 (41 件) 平成 28 年度 補助実績 : 4,103 千円 (58 件) 平成 27 年度 補助実績 : 6,220 千円 (99 件) 平成 26 年度 補助実績 : 8,837 千円 (122 件)

福祉サービスに関する苦情解決事業費

実 施 主 体	運営適正化委員会 (県社会福祉協議会)	負担割合	国 1/2、県 1/2
平成30年度予算	6, 940 千円	根拠法令等	社会福祉法第83条 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱
平成 29 年度予算	6, 940 千円	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	長崎県福祉保健部関係補助金等交付要網

<事業目的>

福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言・相談・調査・あっせん、都道府県知事への通知を 行い、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護する。

事業内容>

- 1. 実施主体 運営適正化委員会(長崎県社会福祉協議会)
- 2. 事業の開始 平成12年6月1日
- 3. 苦情範囲 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるすべての福祉サービス

福祉サービスに係る処遇の内容に関する苦情、福祉サービスの利用契約の締結、履行又は解除に関する苦情

- 4. 解決体制 苦情解決事業に係る個別具体的な案件については、運営適正化委員会に設置される苦情解決合議体により取り扱う。
- 5. その他 介護保険制度の対象となる福祉サービスに関する苦情は、介護保険法に基づき国民健康保険団体連合会が対応することが基本であるが、利用者の選択により本事業での対応も可能である。

<事業実績>

年度	相談件数	うち苦情受付件数
29 年度	59 件	30 件
28 年度	80 件	34 件
27 年度	65 件	32 件

福祉サービス第三者評価推進事業費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	942 千円	根拠法令等	社会短机计算70条
平成 29 年度予算	1,058 千円	仅处公丁寺	社会福祉法第78条

<事業目的>

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とする「福祉サービス第三者評価事業」を推進する。

<事業内容>

- 1. 実施主体 長崎県
- 2. 事業内容
 - ①長崎県福祉サービス第三者評価推進会議の運営

事業推進の諮問機関である外部委員からなる長崎県福祉サービス第三者評価推進会議の運営 ※推進会議の役割

評価基準の策定、評価機関の認証、評価調査者の研修、評価事業の普及啓発等についての検討

- ②第三者評価事業の普及・啓発
- ③評価調査員養成研修及び継続研修の実施

④評価機関:4機関(H30. 4. 1 現在)

⑤評価調査者:69 名(H30. 4.1 現在)

<事業実績>

年 度	29 年度	28 年度	27 年度	
評価受審件数	21 件	16 件	28 件	

地域生活定着支援センター運営委託事業費

実 施 主 体	県	負担割合	国:3/4相当額 県:1/4相当額
平成 30 年度予算	27, 250 千円	+1 +11 \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要
平成 29 年度予算	26, 750 千円	根拠法令等	綱

<事業目的>

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

<事業内容>

1. 実施主体 長崎県 (社会福祉法人南高愛隣会に委託) (平成28年度まではNPO法人 生き生きネットワーク・長崎に委託)

2. 事業内容

- (1)矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
- (2)矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務
- (3)矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- (4)地域のネットワークの構築と連携促進業務
- (5)情報発信業務
- 3. 事業開始日

平成21年8月1日~

<事業実績>

年 度	29 年度	28 年度	27 年度	
支援者数	288 人	251 人	169 人	

民生委員費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10	(研修については国 1/2	県 1/2)
平成30年度予算	144, 382 千円	40 4m \A- \A- \A\	口生委用处	日本福利公	
平成 29 年度予算	144, 917 千円	根拠法令等	戊生安貝法	児童福祉法	

<事業目的>

民生委員法及び児童委員法に基づく民生委員・児童委員の活動を促進し、社会福祉の増進を図る。

<事業内容>

- 1. 民生委員・児童委員及び市町民生委員児童委員協議会、県民生委員児童委員協議会の活動に対して補助を行い、活動の推進を図る。
- 2. 民生委員・児童委員が相談、支援活動を行ううえで必要な知識の修得、技術の向上を目的とした研修を実施する。

- 1. 民生委員児童委員活動に対する補助
- ① 市町民生委員・児童委員協議会等運営費補助金(29年度)
- (a) 活 動 費 57,000円(民生委員・児童委員1人あたり)
- (b) 会長活動費 11,920円(会長1人あたり)
- (c) 地区民生委員・児童委員協議会運営費補助金 200,000円(1 民児協当たり)
- ② 県民生委員・児童委員協議会運営費補助金(29年度) 3,416千円

2. 民生委員・児童委員研修の実施

① 会 長 研 修 県内 1ブロック 委託料 1,317千円

② 新任・一般研修 県内13ブロック 委託料 1,344千円

- 3. 県内民生委員・児童委員の活動状況
- ① 活動 日数 534,944 日(民生委員1人あたり146.28日)
- ② 相談支援件数 151, 210 件 (民生委員1人あたり 41. 35 件)

生活福祉資金貸付事業費

実 施 主 体	長崎県社会福祉協議会	負担割合	(原資) 国 2/3 県 1/3 (原資以外) 国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	19, 520 千円	担加沙人体	長崎県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例
平成 29 年度予算	29 年度予算 56,818 千円 根拠法令等 長崎県生活福祉資金貸付事業の補助に関する		長崎県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則

<事業目的>

低所得者、障害者、高齢者、失業者等に対し、低利又は無利子で各種資金を貸付けることにより、各人の自立更生を図る。

<事業内容>

ア 実施主体 長崎県社会福祉協議会

イ 借入申込先 市町社会福祉協議会

ウ 資金の種類及び貸付条件

	資 金	の種類	貸付限度額	償還期限	利率
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用 (貸付期間:原則3月以内)	(2人以上世帯) 月 200,000 円		
			(単身世帯) 月 150,000 円	10 年以内	
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ ために必要な費用	上限 400,000円		保証人 有
	一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要かつ日 常生活費で賄うことが困難である費用	上限 600,000円		無利子
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活 に資するために、一時的に必要であ ると見込まれる費用	5,800,000 円以内 (※資金目的に応 じ、貸付上限額が 異なる)	15年以内 (※資金目 的に応じ、 償還期 限 が異なる)	保証人 無 年1.5%
教育支援資金	教育支援費	高等学校、短期大学、大学又は高等 専門学校へ就学するのに必要な経費 ※特に必要と認める場合に限り、貸付 上限額の 1.5 倍の額まで貸付可能 とする。	(高校) 月 35,000 円 (高専) 月 60,000 円 (短大) 月 60,000 円 (大学) 月 65,000 円	10 年以内	無利子
	就学支度 費	高等学校、短期大学、大学又は高等 専門学校の入学に際し必要な経費	500,000 円		

資 金	の種類	貸付限度額	償還期限	利率
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、居住用	評価額の7割以内	契約終了	年利 3%
	不動産を担保とし、在宅生活をするた		後、3ケ月	又は長
	めの生活費	月 300,000 円以内	の据置期	期プライ
			間終了時	ムレート
				のいず
				れか低
5.				い方
要保護世帯向け不動産担保	要保護の高齢者世帯に対し、居住用	評価額の7割以内		
型生活資金	不動産を担保とし、在宅生活をするた	貸付月額は、別途	同上	同上
	めの生活費			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	算定。		

○資金種類別貸付状況

上段: 件数 下段: 金額(単位 千円)

年度	総合支援 資 金	福祉資金	教育支援 資 金	不動產担保型生活資金	要保護世帯向け 不動産担保型 生 活 資 金	計
00	6	102	468	0	0	576
29	920	86,123	342,896	0	0	429,939
	13	92	427	0	0	532
28	2,430	88,775	243,527	0	0	334,732
0.7	11	126	494	0	3	634
27	2,204	145,722	306,291	0	22,511	476,728

生活困窮者自立支援事業費

実 施 主 体	県、市町	負担割合	国 3/4 (必須事業)等	
平成 30 年度予算	54,812千円	根拠法令等	生活困窮者自立支援法	
平成 29 年度予算	51, 259 千円	仅拠公下等	生佔图别有日立义该伝	

<事業目的>

平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等の支援を実施。

<事業内容>

1. 事業主体

福祉事務所設置自治体(社協、社会福祉法人、NPO等への委託可)

2. 事業内容

①必須事業(法により実施が義務づけられている事業)

◆自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う。

◆住居確保給付金

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の給付金(有期)を支給。

②任意事業

◆就労準備支援事業

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から行う。

◆家計相談支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う。

◆子どもの学習支援事業

生活困窮家庭の子どもへの学習支援を行う。

<事業実績>

平成29年度実績(県福祉事務所実施分)

(必須事業)

自立相談支援事業		住居確保	保給付金
新規相談受付	プラン作成	受給者数	支給額
448 件	265 件	18人	650,300 円

(任意事業)

子どもの学習支援事業	就労準備支援事業	家計相談支援事業
38名	7人	45 人

身障者用駐車場利用証事業

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	583 千円	根拠法令等	
平成 29 年度予算	509 千円	1以1处云下寺	

<事業目的>

福祉のまちづくり条例に定める特定生活関連施設の身障者用駐車場について、県内共通の利用証を交付することで、 身障者用駐車場を利用できる方を明らかにし、本当に必要な方のために駐車スペースを確保するパーキング・パーミット制度 (身障者用駐車場利用証事業)を平成19年8月から実施。

<事業内容>

- 1. 対象者への利用証交付(対象者:身体障害者、知的障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人)
- 2. 駐車場管理者の身障者用駐車場の適正利用への指導・協力依頼
- 3. 身障者用駐車場の適正利用の県民への啓発・普及(県広報への掲載、県ホームページへの掲載)
- 4. 他府県同制度との相互利用に係る合意確認

<事業実績>

- 1. 対象者への利用証交付数:25,912枚(平成30年3月31日現在)
- 2. 協力施設数:713 施設(1,244 台、平成30年3月31日現在)

生活保護施行事業

実 施 主 体	県	負担割合	生活保護法施行事務費	国 1/2	県 1/2 等	
平成 30 年度予算	54, 538 千円	根	小江 厄維汗			
平成 29 年度予算	72,806 千円	根拠法令等	生佔体設伍			

<事業目的>

要保護者の訪問調査、生活保護法施行事務監査、生活保護受給者の自立・就労支援策の実施等、生活保護の適正な運営を推進することを目的とする。

<事業内容>

1. 各福祉事務所において、被保護世帯に対する①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立支援のための助言指導を行うための訪問調査を実施。

- 2. 県本庁において、各福祉事務所に対する生活保護施行事務監査及び指定医療機関・指定介護機関に対する個別指導を 実施
- 3. 生活保護受給者に対する自立支援の一環として、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」に取組み、就労支援を実施。
- 4. 県福祉事務所に就労支援員を3名配置し、福祉事務所職員との連携による就労支援を実施。

1. 生活保護の実施状況 (保護受給世帯数は、年度平均)

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
保護申請世帯数	174 世帯	171 世帯	136 世帯
開始世帯数	143 世帯	129 世帯	110 世帯
保護受給世帯数	1,056 世帯	1,051 世帯	1,086 世帯
保護廃止世帯数	119 世帯	141 世帯	152 世帯

2. 生活保護施行事務監査の実施状況

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
実	一般指導監査	17 箇所	17 箇所	17 箇所
施	特別監査	1 箇所	1 箇所	2 箇所
数	確認監査	1 箇所	1 箇所	1 箇所
ケ	一ス検 討 数	351 ケース	340 ケース	400 ケース
指	導指示件数	642 件	218 件	218 件
保	護費変動額	1,584,762 円	724,617 円	175, 697 円

3. 指定医療機関及び指定介護機関個別指導の実施状況

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
医	実施箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所
療機	指摘件数	5件	8 件	18 件
関	指摘金額	15,070 円	24,960 円	76, 300 円
介	実施箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所
護機	指摘件数	0 件	0 件	0件
関	指摘金額	0 円	0 円	0円

4.「生活保護受給者等就労自立促進事業<県全体>

ĺ							平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
	支	援	対	象	者	数	681 名	736名	761名
I	就		職	者		数	467名	543名	525名

5. 就労支援員による支援実績(県福祉事務所)

						平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
支	援	対	象	者	数	65 名	65 名	66 名
就]	職	者	-	数	20 名	22名	23 名
保	護	廃	止	件	数	3名	7件	1 件

生活保護措置費

実 施 主 体	県	負担割合	国 3/4 県 1/4
平成 30 年度予算	2,404,870 千円	根拠法令等	什还但维 外
平成 29 年度予算	2,455,173 千円	似她伝节寺	生活保護法

<事業目的>

生活困窮者に対し生活保護法に基づいて必要な保護を実施し、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。

<事業内容>

生活困窮者に対し生活保護法に基づいて必要な保護を実施し、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。

<事業実績>

lor*			Λ	平成	2 9	年 度		平 成	28	年 度		平点	戈 27	年 度	
区	分		延人員	扶	助	費	延人員	扶	助	費	延人員	扶	助	費	
				人			円	人			円	人			円
生	活	扶	助	15,035		564,578	,638	15,401		580,51	2,082	16,136	5	605,246	5,112
住	宅	扶	助	12,478		211,093	,484	12,888		211,84	1,039	13,479		215,116	3,856
教	育	扶	助	1,359		15,458	,397	1,465		16,83	6,273	1,553	3	17,920),628
介	護	扶	助	2,553		40,846	,817	2,399		47,84	5,081	2,472	2	51,128	3,010
医	療	扶	助	13,876	1	,174,276	,811	14,023		1,191,16	2,024	14,541		1,254,428	3,762
出	産	扶	助	0			0	1			4,692	1		3	3,413
生	業	扶	助	558		14,111	,376	657		16,23	0,264	671		16,082	2,532
葬	祭	扶	助	14		2,330	,215	12		2,20	3,405	20)	2,882	 2 , 850
就给	芳自云	上給作		8		533	,260	18		94	6,094	19		1,311	1,069
施	設耳	事務	費	143		28,957	,600	139		26,85	8,006	141		27,480),780
		青	t	46,024	2	,052,186	,598	47,003	:	2,094,43	8,960	49,033		2,191,601	1,012
法貧	第 73	条県	費負担金	4,838		269,330	,550	5,069		285,11	6,811	11,865	5	599,303	3,233
県			計	50,862	2	,321,517	,148	52,072	:	2,379,55	5,771	60,898	3	2,790,904	 1,245

(参考) 被保護世帯・人員・保護率の状況

区	分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
		世帯	人	%
平成 29 年	度平均	1,056	1,489	1.05
平成 28 年	度平均	1,051	1,511	1.07
平成 27 年	度平均	1,086	1,587	1.11

一般災害対策費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10、国 1/2·県 1/2
平成 30 年度予算	2,360 千円	根拠法令等	災害救助法、各県への知事見舞金贈呈基準(内規)等
平成 29 年度予算	2,360 千円	似戏戏节节	火音水奶瓜、

<事業目的>

- ①災害救助法による応急救助を行う福祉事務所職員と市町担当職員の研修会を実施し、災害救助にかかる実施体制を整備 する。
- ②災害等により被害を受けた方等を勇気づけ、自立更生の助長を図る。

<事業内容>

- 1. 応急救助担当職員研修会の実施
 - ①国が開催するブロック会議及び日赤が行う研修会への参加
 - ②担当者会議の開催
 - ③情報伝達訓練の実施(参加関係機関: 県福祉事務所、市町)
- 2. 災害救助制度に関する広報の推進
- 3. 各県見舞金 災害により被害を受けた都道府県に対し見舞金を贈呈する。
- 4. 各国見舞金 各国で発生した災害等に対し見舞金を贈呈する。
- 5. 各部見舞金 炭坑の事故、漁船の遺難等の産業災害等による死亡者・負傷者に弔慰金、見舞金を支給する。

<事業実績>

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
流通備蓄協定の締結団体数 (通算団体数)	14 団体	12 団体	12 団体

(過去3カ年度 H27~H29)

H29 大分県·台風 18 号(H29.9)	300 千円
H29 福岡県·大分県九州北部豪雨(H29.7)	800 千円
H28 岩手県·北海道台風 10 号(H28.8)	700 千円
熊本県·宇土市·菊池市熊本地震(H28.4)	3,200 千円
H27 茨城県·栃木県·宮城県大雨災害(H27.9)	700 千円
H27 ネパール地震災害(H27.4)	500 千円
H27 対馬東方沖漁船海難事故(漁政課)(H27.9)	500 千円
	H29 福岡県・大分県九州北部豪雨(H29.7) H28 岩手県・北海道台風 10 号(H28.8) 熊本県・宇土市・菊池市熊本地震(H28.4) H27 茨城県・栃木県・宮城県大雨災害(H27.9) H27 ネパール地震災害(H27.4)

災害救助備蓄費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	30,051 千円	根拠法令等	災害救助法
平成 29 年度予算	11,153 千円	似处伝节等	火百秋功伝

<事業目的>

災害救助法による災害救助に充てるための基金の積み立て及び災害救助に必要な物資の備蓄を行い災害発生時の救助に 備える。

<事業内容>

- 1. 災害救助法に規定されている基金最小額を積み立てる。
- 2. 災害発生時の救助に必要な物資を購入し保管する。

<事業実績>

- 1. 災害救助基金最小積立額(平成 30 年度) 551, 320, 528 円 災害救助基金平成 29 年度末現在高 526, 011, 015 円 (現金 491, 667, 660 円、動産 34, 343, 355 円)
- 2. 備蓄物資 医薬品、毛布、下着、簡易トイレ等 飲料水、缶詰パン、白飯等

緊急災害救助費

実 施 主 体	県		災 害 弔 慰 金 国1/2 県1/4 市町村1/4
		負担割合	災害障害見舞金 国1/2 県1/4 市町村1/4
**			災害援護資金の貸付 国 2/3 県 1/3
平成 30 年度予算	47,280 千円		災害救助法
		根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する法律
平成 29 年度予算	70,714 千円	INTERNATION IN THE	70.25.10.7
			長崎県災害弔慰金等補助金交付要綱

<事業目的>

災害(災害救助法適用)時に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るとともに、被災者に対し、 災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付を行うことにより、県民の福祉及び生活の安定に資する。

<事業内容>

- 1. 応急救助の実施
 - ①被災者の救出
 - ②医療及び助産
 - ③避難所及び応急仮設住宅の供与、被災した住宅の応急修理
 - ④炊き出しその他による食品・飲料水の供与、被服、寝具、その他生活必需品、学用品の供与・貸与
 - ⑤ 埋葬等
- 2. 災害弔慰金等の支給

自然災害による死傷者等に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基き、災害弔慰金、災害障害見舞金を市町が対象者に支給

	受給遺族	配偶者、子、父母、孫、祖父母			
①災害弔慰金(限度額 500 万円)		生計維持者が死亡の場合	500 万円		
	支給額	その他の場合	250 万円		
②災害障害見舞金(限度額250万円)	受給者	災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両_ 関節以上切断等)を受けた者			
	支給額	生計維持者	250 万円		
	火和祖	その他の者	125 万円		

※負担区分 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

3. 災害援護資金の貸付

限度額 350万円 市町に対し貸し付け、市町から対象者へ貸し付ける

(1)借入者

災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

(2)貸付限度額

負傷、住居被害の程度に応じて限度額が定められている(150~350万円)

(3)所得制限:

世帯人員に応じて所得制限あり

(4)利 率

年3% 据置期間 3年間(住家全壊等の場合5年間) 償還期間 10年間

償還方法 年賦又は半年賦

(5) 償還免除

借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため償還することができなくなったと認められるとき

※負担区分 国 2/3 県 1/3

1. 災害弔慰金

H21.7.24 中国·九州北部豪雨 壱岐市 1名 500 万円

(近年の実績)

H18. 9.18 台風 13 号

松浦市 2名 750 万円

H16.10.20 台風 23 号

世知原町 1名 500 万円

H15. 7.20 集中豪雨

琴海町 1名 250 万円

2. 災害援護資金

H 4 島原市、深江町 貸付額

H 5 島原市、深江町 貸付額 297,900 千円(全額償還済)

(H5 以降は無し)

81,200 千円(全額償還済)

H 3 33 市町

貸付額 1,383,223 千円(全額償還済)

災害福祉広域支援ネットワーク事業費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	1,500 千円	根拠法令等	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱
平成 29 年度予算	1,500 千円	以处公丁寺	生值四期有机力中加入该事未算事情功益义的安胸

<事業目的>

行政、福祉関係団体等で広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害時における避難所や福祉避難所等において、日常 生活上の支援が必要な要配慮者に対し、必要な支援が確保されるよう、支援体制を整える。

<事業内容>

- 1. 災害発生時に活動する災害派遣福祉チームの体制を整える。
- 2. 災害発生時に派遣するチームの活動に必要な資材を整備する。

<事業実績>

- 1. 体制整備
 - (1)災害派遣福祉チームに関する協定を福祉関係12団体と締結。
 - (2)災害派遣福祉チームのリーフレット作成。
- 2. 整備資材 災害派遣福祉チームが活動時着用ベスト

保健所機能強化事業費

実 施 主 体	- 県	負担割合	県 10/10 (平成28年度から一部、国1/2、県1/2)		
平成 30 年度予算	2,934 千円	根拠法令等	地域保健法		
平成 29 年度予算 2,981 千円		仅处公司等	地域保健の推進に関する基本的な指針		

<事業目的>

保健所と本庁並びに部内各課、関係部局との連携を図りながら各種事業の企画・立案・調整を行うと共に、各保健所において 地域診断や健康危機管理訓練等を実施する。

<事業内容>

- 1. 企画調整及び情報分析関係会議
 - (1) 地域保健対策検討会議の開催(年3回 6月、8月、2月)
 - (2) 長崎県保健・福祉・医療施策検討会議(月1回開催、テレビ会議)
 - (3) 県立保健所担当者等連絡調整会議の開催(隔月開催、テレビ会議を基本に開催)
- 2. 地域診断実践力強化事業
 - (1) 保健所職員を対象とした地域診断研修の実施
 - (2) 各保健所による市町支援計画の策定
- 3. 健康危機管理対応能力向上事業: 長崎県 DHEAT の設置
 - (1) DHEAT 研修会の開催(年2回)
 - (2) DHEAT 訓練の実施(年 4 回)
- 4. 地域保健活動体制の整備
 - (1) 県立保健所巡回による長崎県人材育成ガイドラインの普及啓発

(2) 市町巡回による自治体人材育成ガイドライン作成、及び統括保健師配置に向けた普及啓発

<事業実績>

1. 企画調整及び情報分析関係業務 及び 2. 地域診断実践力強化事業

	地域保健対 策検討会議	長崎県保健·福祉·医 療施策検討会議	県立保健所企画担当 者等連絡調整会議	地域診断研修	市町支援計画策定 箇所数(延市町数)
29 年度	2 回	11 回	9 回	1 回	16 市町
28 年度	2 回	10 回	8 回	(2	15 市町
27 年度	3 回	11 回	11 回	1 回	11 市町

2. 健康危機管理対応能力向上事業

・平成27年4月、長崎県 DHEAT を設置。

毎年研修及び訓練を実施し、DHEAT 登録者を育成している。

職種	医師	獣医師	薬剤師	臨床検査 技師	診療放射線技師	保健師	管理 栄養士	社会福祉	作業 療法 士	言語 聴覚	一般事務	科学	環境 科学	その他	合計
29 年度	5	1.	10	5	7	42	5	4	5	0	5	1	1	1	92
28 年度	5	1	6	2	3	29	3	1	1	1	3	0	0	0	55
27 年度	8	1	2	1=	3	18	1	š=	2	1	6	0	0	0	42

3. 地域保健活動体制の整備

	巡回保健所数	巡回市町数	巡回市町(再掲)
29 年度	8 箇所	7 箇所	長崎市、佐世保市、西海市、長与町、川棚町、波佐見町、佐々町
28 年度	8 箇所	7 箇所	平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、南島原市、新上五島町
27 年度		-	Ž =

公衆衛生行政職員研修事業費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	5,176 千円	担地法合体	地域保健法
平成 29 年度予算	7,106 千円	根拠法令等	地域における保健師の保健活動について(厚生労働省健康 局長通知)

<事業目的>

教育保健所として位置づける県央保健所において、教育研修委員会を開催するとともに、職員のスキルアップ向上や各種課題等に関する研修等を実施することにより、県及び市町、関係機関における公衆衛生行政従事者の人材育成等を図り、地域の実情に即した地域保健活動が行えるようにする。

また、臨床研修医が地域保健・医療行政における医師の役割について理解を深める。

<事業内容>

- ①教育研修委員会を実施する。
- ②スキルアップ研修、市町地域保健関係職員研修を実施する。
- ③保健師研修(新任期、中堅期)を実施する。
- ④福祉保健部の新任者に対し、福祉・保健の体系、業務の内容、当面する課題について研修する。
- ⑤保健所職員を国立保健医療科学院や公衆衛生学会等の高度・専門的な中央研修へ派遣する。
- ⑥臨床研修医に保健所において研修を行う。

<その他>

- ・平成25年度までの『地域保健関係職員等研修事業』は、平成26年度から当該事業で実施する。
- ・平成25年度までの『保健師指導事業』(医療人材対策室所管)は、平成26年度から当該事業で実施する。

TIT Herbits &		参加者数		
研修等名	29 年度	28 年度	27 年度	
福祉保健部新任職員研修		-	54	
公衆衛生学会等高度・専門研修 *H29 年度は九州ブロック保健師研修会を 長崎県で開催したため参加者増	52	18	23	
課長コース(前・後期)			22	
班長・グループリーダーコース	10	24	16	
普及啓発技術コース	=	854	43	
保健情報処理技術コース	1		45	
行政栄養士等研修会	=	=	42	
保健師対策専門研修 *H28年度はキャリアレベルⅡ-1を兼ねる	143/2 回	131/3 回	231/3 回	

【職種別研修】

(1)保健師キャリアレベル I -1(新任≪1年目、2年目~3年目≫研修)

	参加者数(実人数)		TIT Mr. de des		
	保健所	市町	研修内容		
29 年度	5	19	(1年目)個別支援実践力向上		
	5	14	(2年目~3年目)個別支援実践力向上、地区活動能力向上		
00 FF	7	16	(1年目)個別支援実践力向上		
28 年度	4	14	(2年目~3年目)個別支援実践力向上、地区活動能力向上		
27 年度	5	13	個人、家族支援能力の向上を図る		

(2)保健師キャリアレベル I -2~ II-1(指導者研修)

	参加者数(実人数)		THE later who start	
	保健所	市町	研修内容	
29 年度	16	13	指導力(人材育成)向上	
28 年度	17	26	指導力(人材育成)向上	
27 年度	4	6	指導力(人材育成)向上	

※ 指導者研修開始:27年度~

(3)保健師キャリアレベルⅡ-2~Ⅲ(中堅期保健師研修会)

	参加者数(実人数)		TIT Mer the star	
	保健所	市町	研修内容	
29 年度	3	1	システム化・施設化のための能力向上	
28 年度	2	7	システム化・施設化のための能力向上	
27 年度	2	5	「中堅保健師コンサルテーションプログラム」に基づく演習型研修。	

(4)保健師キャリアレベルⅡ-2~Ⅲ、M(管理期保健師研修)

	参加者数(実人数)		THE WAY IN THE	
	保健所	市町	研修内容	
29 年度	9	8	指導力·管理能力向上	
28 年度	34	30	指導力·管理能力向上	
27 年度	-		N—s III	

[※] 管理期保健師研修開始:28年度~

(5) 栄養士(経験年数別研修: 新任期栄養士、中堅期栄養士)

	参加者数(実人数)		TTI Afr. who star		
	保健所	市町	研修内容		
00 年度	3	16	(新任期)保健事業運営能力の向上		
29 年度	3	17	(中堅期)保健指導技術の向上		
00 A: NE	7	20	(新任期)保健事業運営能力の向上		
28 年度	4	18	(中堅期)保健指導技術の向上		
27年度	=	<u> </u>			

※ 栄養士(経験年数別研修)開始:28年度~

【県立保健所職員研修】

	参加者数(実人数)	THE LAW AND AND			
	保健所	研 修 内 容			
	28	保健所機能強化研修「地域診断研修」			
29 年度	4	育児休業中職員の人材育成強化事業			
28 年度	- 31	(保健行政基礎コース)			
		保健所における相談対応スキルの向上			
27 年度					

* 県立保健所職員研修開始:28年度~

【保健行政課程】

(1)テーラーメイド研修(保健師)

	参加者数(実人数)		TIT life who stop	
	保健所 市町		研修内容 希望する保健所・市町への研修	
29 年度 2 35		35		
28 年度	0	11	希望する保健所・市町への研修	
27 年度	12	33	希望する保健所・市町への研修	

* テーラーメイド研修開始:27年度~

旧多良見病院医療確保対策補助事業費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10	
平成 30 年度予算	58,500 千円	相地沙人	旧多良見病院結核医療確保対策事業補助金実施要綱	
平成 29 年度予算 58,500 千円		根拠法令等	口多及兒們阮稻核医旅匯体对束事業開功金美施安楠	

<事業目的>

旧県立成人病センター多良見病院を日本赤十字長崎支部へ**移譲**したことに伴い、日本赤十字社長崎原**爆諫**早病院における結核病床を確保するために必要な経費(収支差補填)を補助し、県央県域の結核の中枢医療機関としての機能を維持する。

<事業内容>

診療収入に基づき必要な経費(収支差補填)を補助する。

<事業実績>

年	度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
補	助 額	58,500 千円	58,500 千円	55,290 千円